

医療費削減は病気の予防から

保健

平成17年度に行う 主な保健事業

保健のPRに

- 機関誌「豊通健保だより」の発行（年4回）
- 雑誌「お元気ですか」の配布（年4回）
 - ・60歳以上の被保険者・被扶養者に
- 育児雑誌「赤ちゃん和妈妈」の配布（1年間）
 - ・出産された被保険者・被扶養者に

病気の予防に

- 日本脳炎・インフルエンザ・風疹の予防接種の補助
- 人間ドックほか、各種健診の実施・補助

体力づくりに

- 海の家・山の家の開設（夏期）
- プール利用補助（夏期）
- 歩け歩け大会の開催（4月・10月）

在宅療養のお手伝い（補助）

- 介護機器・用品の購入・借用の補助
- 在宅介護サービスほか、各種サービスの補助
(介護保険の認定を受けられなかった方が対象となります)

介護保険

●平成17年度 予算のあらまし

	科 目	被保険者1人当たり額 (円)
収 入	介 護 保 険 収 入	53,691
	繰 入 金	17,778
	一 般 勘 定 受 入	3,741
	合 計	75,210
支 出	介 護 納 付 金	75,167
	介 護 保 険 料 還 付 金	43
	合 計	75,210

●予算編成の基礎となった数値

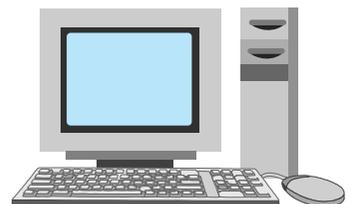
●被保険者数+被扶養者数	3,339人
●被保険者数	2,243人
●平均標準報酬月額	515,049円
●総標準賞与額	5,083,121千円
●介護保険料率	千分の6.6
{ 事業主	千分の3.3
{ 被保険者	千分の3.3



豊田通商健康保険組合 ホームページを開設しました！



4月1日から当健康保険組合のホームページが開設しています。健保の知識はもとより、健康づくり、保養所などの情報が満載です。ぜひご覧いただきご活用ください。



●ホームページアドレス

<http://www.toyotsu.or.jp/kenpo/>

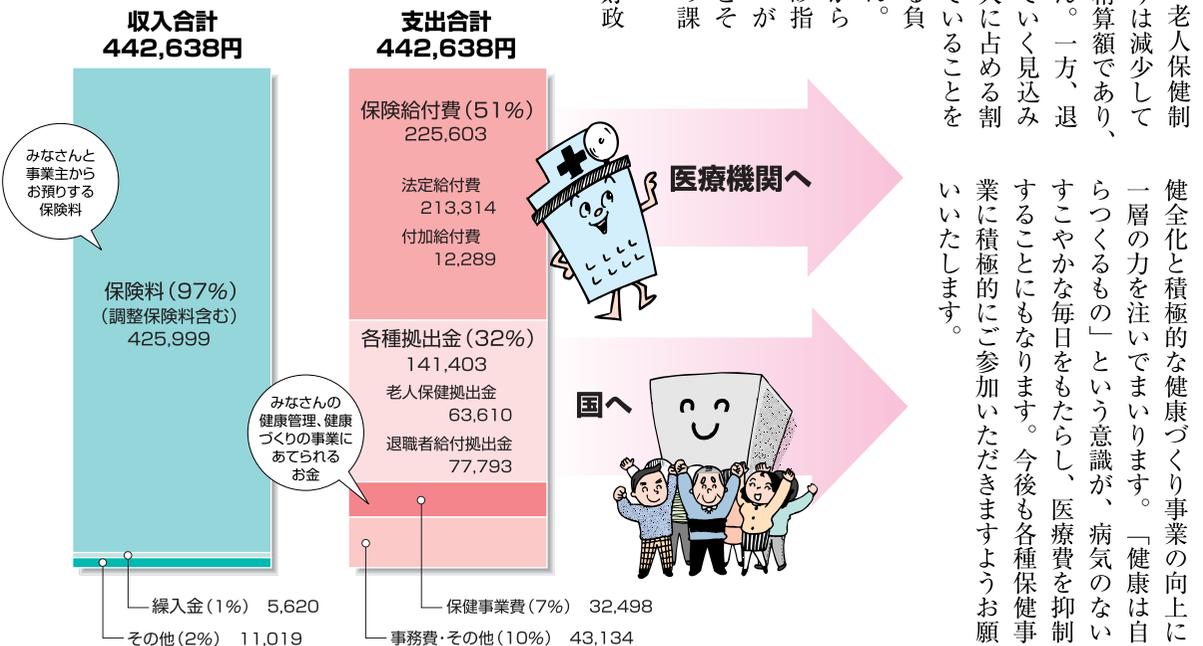
事業のフル活用で健康維持を!

健康保険

●予算編成の基礎となった数値

●被保険者数	5,338人
{ 男	3,848人
{ 女	1,490人
●平均標準報酬月額	425,718円
{ 男	484,669円
{ 女	273,473円
●総標準賞与額	9,544,427千円
●平均年齢	39.60歳
{ 男	42.00歳
{ 女	33.70歳
●被扶養者数	6,484人
●扶養率	1.21人
●老人加入率	1.611%
●保険料率(調整保険料率含む)	千分の62
{ 事業主	千分の33
{ 被保険者	千分の29

平成17年度健康保険予算のあらまし (被保険者1人当たり) (単位:円)



豊田通商健康保険組合の平成17年度予算が、まとまりましたのでお知らせします。

平成17年度は予算総額23億6、280万円で見なさんの健康をお守りすることになりました。

全国の健保組合で構造的な赤字財政が続くなか、政府は医療保険制度の抜本改革を打ち出し、平成20年度の実現に向け「高齢者医療制度」を中心に議論を進めています。しかし健康保険組合全体の15年度の決算は、経常収支では5年ぶりの赤字となったものの、経済低成長の影響による保険料の減少など、依然不安要素も残っています。

当組合でも経常赤字の予算編成ではありませんが、平成15年度決算、16年度決算の2年連続赤字決算で(とくに16年度は大幅赤字)、予断を許さぬ状況です。老人保健制度への拠出金も前年度予算よりは減少していますが、これは2年度前の精算額であり、軽減傾向にあるとはいえません。一方、退職者給付拠出金は今後増加していく見込みです。拠出金全体が保険料収入に占める割合がいまだに約34%にも達していることを考えれば、依然として重過ぎる負担であるといわざるをえません。

昨年6月には、厚生労働省から健康増進法にもとづく「健診指針」や「保健事業実施指針」が示され、健康づくりの重要性とその支援体制の強化が健保組合の課題となりました。

当健保組合では、本年度も財政

健全化と積極的な健康づくり事業の向上に一層の力を注いでまいります。「健康は自らつくるもの」という意識が、病気のないすこやかな毎日をもたらし、医療費を抑制することにもなります。今後も各種保健事業に積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

平成17年4月から 個人情報保護法が全面施行

みなさんの

こんな個人情報を取り扱います



本人情報

保険証記号・番号、氏名、生年月日、性別、標準報酬月額、報酬実績、被扶養者の有無、資格取得日

レセプト情報

「いつ」「どこで」「どんな治療を」といった受診に関わる大切な情報です。

診療年月、医療機関名、診療科、疾病名、診療開始日、患者負担金額、薬剤負担額、診療内容、画像（レセプト画像）

健診情報

どのような健診を受け、結果がどうであったかなど、みなさんの健康を守るための情報です。

事業所名、健診種目名、健診受診日、相談・指導内容、保健師・看護師名、所見、疾病既往歴、画像（レントゲン写真）

現金給付情報

病気などで長期間仕事を休んだときの給付（傷病手当金）、立替払いしたときの払い戻し（療養費）など、現金給付に必要な情報です。

振込口座、電話番号、受診医療機関名、疾病名、給与所得額、基礎年金番号、年金額、医療費、出生児名、労務不能期間、死亡日

柔道整復情報

接骨院、整骨院などで受けた治療に伴う情報です。

記号・番号、氏名、生年月日、施術柔道整復師名、施術年月、施術金額、傷病名、柔道整復師の振込先口座、被扶養者氏名・生年月日、被保険者との続柄



個人情報はこんな目的で利用します

	健保組合等の内部での 利用に係る事例	他の事業者等への 情報提供を伴う事例
① 被保険者等に対する 保険給付に必要な 利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険給付及び付加給付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払い ● 第三者行為に係る損保会社等への求償 ● 海外療養費に係る翻訳のための外部委託 ● 健保連の高額医療給付の共同事業
② 保険料徴収に必要な 利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握 ● 健康保険料の徴収 ● 被扶養者の認定 ● 健康保険被保険者証の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託 
③ 保健事業に必要な 利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談 ● 健康増進施設（保養所等）の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健指導、健康相談に係る産業医への委託 ● 医療機関への健診の委託 ● 健康増進施設（保養所等）の運営の委託 ● 健診結果の事業者への提供 ● 被保険者等への医療費通知 ● 健保だより等の自宅直送
④ 診療報酬の審査・支払に 必要な利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査 	<ul style="list-style-type: none"> ● レセプトデータの内容点検・審査の委託 ● レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託
⑤ 健保組合の運営の安定化に 必要な利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療費分析・疾病分析 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

個人情報保護されています！

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が成立し、平成17年4月から企業や健康保険組合（以下「健保組合」という。）の個人情報の取り扱いに関する義務が課せられるようになり、豊田通商健康保険組合（以下「当組合」という。）では、個人情報の保護について以下のような考えのもと、取り組みをすすめていくことをお知らせいたします。

健保組合は、健康保険法が定める目的「労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」に沿って事業を行っています。また、健康保険法では、「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とも規定されています。

このように当組合は、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）の病気やケガの治療費をみるだけでなく、お産や死亡した時の費用も補助し、病気やケガ、出産のため一時的に収入がなくなった場合には生活費への補助をします。さらに、加入者の健康の保持増進のために健康教育、健康相談、健康診査など必要な事業も行っております。

加入者の個人情報は、当組合が以上のような事業を行い、加入者に対しサービスを提供していくためではなくてはならないものであり、その情報を安全に保管し、取り扱うことを最大の課題と認識し、事業活動に関わる全役職員及び関係者に徹底していきます。また、当組合では、以下に掲げた事項を常に念頭に置き、加入者などの個人情報保護に万全を尽くしていくことに努めていきます。

当組合は、加入者の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号などのほか、適用関係情報（資格の得喪、標準報酬情報等）、現金給付関係情報（埋葬、出産・傷病手当金等、一部負担還元金・付加給付を含む）、レセプト関係情報（医療費、受診・治療情報等）、健康診査関係情報（健診データ等）、健康管理に関する情報（保健施設利用情報、組合行事関連情報）などの個人情報（特定の個人を識別できる情報）について、以下の方針で取り扱います。

個人情報の管理

- (1) 個人情報の保護に関する当組合の「個人情報保護管理規程」を制定するとともに、個人情報保護法及び関係する法令等を遵守します。
- (2) 当組合は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対する問い合わせ並びに開示、訂正、削除を求められたときは、健康保険法等の法令並びに個人情報保護管理規程等に従い、対応いたします。
- (3) 次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努めます。
 - ① 個人情報保護管理責任者の選任による責任の所在の明確化
 - ② 個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するための厳重なセキュリティ対策の実施
 - ③ 安全な環境下で管理するための個人情報データベースへのアクセス制限の実施
 - ④ 個人情報の保護についての職員教育の徹底
- (4) 当組合は個人情報の収集にあたり、健康保険法等の法令等で収集が義務付けられている場合を除き、加入者に対し、収集目的を明らかにし、収集した個人情報は、利用目的の範囲のみで使用し、利用目的を遂行するために業務を委託する場合を除き、第三者に提供はいたしません。
- (5) 利用目的遂行のために業務を委託する場合、個人情報の取り扱いに関する委託先の適正な管理及び監督を行います。
- (6) 当組合は、当組合の個人情報データベースに保管されている加入者の個人情報をできる限り正確、完全、最新に保つために、加入者からの請求により、速やかに訂正等を行います。
- (7) 個人情報の取り扱い及び管理についてのお問い合わせは、下記記載の当組合の窓口で受け付けます。

窓口 豊田通商健康保険組合 TEL 052-584-5053

受付時間 9：00～17：45（土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く）

- (8) 本基本方針及び個人情報保護管理規程等は、法令等の制定改廃や情勢の変化により、適宜変更します。